

令和3年（2021年）8月18日

**第20回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議
（書面開催）**

1 日 時

令和3年（2021年）8月18日（水）

2 案 件

（1）緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について（付議）

（総合経営部・生活安全部）別紙1

（2）新型コロナウイルス感染症の感染者状況とワクチン接種の状況について
（医療保険部・健康部）別紙2

（3）八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の設置
について （医療保険部） 別紙3

（4）新型コロナウイルス感染者等（自宅療養者）の避難対応について
（生活安全部） 別紙4

令和 3 年(2021 年)8 月 18 日

総 合 経 営 部

生 活 安 全 部

緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について

1. 基本的な考え

【変更なし】

- (1) 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「東京都における緊急事態措置等」に示される要請に速やかに対応する。
- (2) 東京都の「東京都における緊急事態措置等」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。

2. 公共施設の使用制限

【変更なし】

東京都の要請に基づき、施設の使用制限を行う。

【主な要請内容】

営業時間短縮(5 時～20 時、イベント開催の場合は 21 時)

酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

※別紙「緊急事態宣言発出に伴う公共施設の使用制限一覧」のとおり

3. イベントの開催制限

【変更なし】

東京都の要請に基づき、市が主催するイベントの開催にあたっては、開催制限を行う。

(1) 人数制限

施設の収容定員 10,000 人以下⇒定員の半分 10,000 人超⇒5,000 人まで

(2) 開催時間

5 時から21時まで

(3) 対策

- ①原則、マスクの常時着用を徹底する。
- ②入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく)
- ③大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止)
- ④施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。
- ⑤こまめな換気を行う。
- ⑥密集を回避する。(定員の 1/2、人と人の間隔(2m)を確保するなど)
- ⑦参加者の連絡先を把握する。

4. 期間

令和 3 年(2021 年)7月12日(月)から9月12日(日)まで

5. 市民周知等

- (1) ホームページで周知する。
- (2) 防災行政無線を用いて市長から感染防止対策の要請を行う。(8 月 20 日 17 時 2 分頃)

種 類	施 設	9月12日(日)までの対応	使用制限等の内容 ※業種別ガイドラインの遵守を徹底する
文化・生涯学習施設	図書館	一部使用制限	○閲覧席数の制限
	夢美術館	通常	○開館時間:10:00~19:00(入場制限あり)
	こども科学館	一部使用制限	○展示室の利用休止
	桑都日本遺産センター 八王子博物館	一部使用制限	○開館時間:10:00~19:00(入場制限あり)
	郷土資料館	通常	○開館時間:9:00~17:00(展示室は、3/31に閉室)
	絹の道資料館	通常	○開館時間:9:00~17:00(3~10月) 9:00~16:30(11月~2月)
	J:COMホール八王子	一部使用制限	○ホール:定員の1/2・利用時間20時まで(イベント時は21時まで)
	学園都市センター	一部使用制限	○ホール:定員の1/2・利用時間20時まで(イベント時は21時まで) ○会議室等:利用時間20時まで
	いちようホール	一部使用制限	○ホール:定員の1/2・利用時間20時まで(イベント時は21時まで) ○会議室等:利用時間20時まで
	南大沢文化会館	一部使用制限	○ホール:定員の1/2・利用時間20時まで(イベント時は21時まで) ○会議室等:利用時間20時まで
	生涯学習センター(クリエイトホール)	一部使用制限	○ホール:定員の1/2・利用時間20時まで ○貸室:利用時間20時まで
	八王子城跡ガイダンス施設	通常	○開館時間:9:00~17:00
コミュニティ施設	市民センター・市民集会所	一部使用制限	○貸室:利用時間20時まで ○体育室:利用時間20時まで ○カラオケの使用不可
	地区会館	一部使用制限	○利用時間20時まで
子育て支援施設	保育所・学童保育所	通常	
	児童館	一部使用制限	○児童館は人数制限、広場は予約制
	子ども家庭支援センター	通常	
	つどいの広場	一部使用制限	○ふれあい・つどいの広場は、人数制限及び入替制
福祉施設	大横保健福祉センター	一部使用制限	○貸室:利用時間20時まで ○室内歩行用プール:利用時間16時まで(上限6人、時間は通常どおり) ○カラオケ使用不可
	東浅川保健福祉センター		○貸室:利用時間20時まで ○体育室:利用時間20時まで ○室内プール:利用時間20時まで(男女5人ずつ入場して上限40人) ○浴室:利用時間15時まで(4人ずつの入替、時間は通常どおり) ○カラオケ使用不可
	南大沢保健福祉センター		○貸室:利用時間17時まで ○浴室:利用時間15時まで(5人ずつの入替、時間は通常どおり) ○カラオケ使用不可
	恩方老人憩の家	一部使用制限	○開館時間:9時~16時(土日休館日) ○浴室:11時~15時(水・木・金のみ、上限2人) ○カラオケ使用不可
	長房ふれあい館	一部使用制限	○貸室:利用時間20時まで ○浴室:11時~15時(通常どおり、水・木・金のみ、上限6人) ○カラオケ使用不可
	心身障害者福祉センター	一部使用制限	○貸室:利用時間20時まで

種 類	施 設	9月12日(日)までの対応	使用制限等の内容 ※業種別ガイドラインの遵守を徹底する
スポーツ施設 (屋内)	体育館(富士森・甲の原)	一部使用制限	○利用時間20時まで
	体育館(エスフォルタ)		
	甲の原体育館(プール)		
	トレーニング室(富士森、エスフォルタ)		
スポーツ施設 (屋外)	少年野球場・少年サッカー場	通常	○開場時間:8:45~16:45
	野球場・ソフトボール場	一部使用制限	○利用時間20時まで
	サッカー場・ラグビー場		
	陸上競技場		
	テニスコート		
	戸吹スケートパーク		
産業振興施設	高尾599ミュージアム	通常	○開館時間:8:00~17:00
	タヤけ小やけふれあいの里(園)	一部使用制限	○タヤけホール:利用時間20時まで ○キャンプ場テント:食事で使用するかまどやコンロを半減、酒類の持込禁止 ○日帰りバーベキュー:コンロを半減、酒類の持込禁止
	タヤけ小やけふれあいの里(おおりの家)	通常	○酒類の持込禁止
	タヤけ小やけふれあいの里(いろりばた)	通常	○酒類の提供なし
	八王子インフォメーションセンター	通常	○利用時間:10:00~19:00
	高尾山口観光案内所	通常	○利用時間:8:00~17:00
	道の駅八王子滝山	一部使用制限	○19時までの時短営業(4月1日から当面の間) ○会議室:利用時間19時まで
	恩方・上川農村環境改善センター	一部使用制限	○貸室:利用時間20時まで ○カラオケ使用不可
	高尾山麓駐車場	通常	○利用時間:24時間
	滝山観光駐車場	通常	○利用時間:8:00~18:00
その他公共施設	北野余熱利用センター	一部使用制限	○プール:利用時間20時まで(上限30人) ○会議室:利用時間20時まで ○多目的ホール:利用時間20時まで ○浴室:10:00~16:00(男女5人までの入替)
	戸吹湯ったり館	一部使用制限	○利用時間20時まで(定員の1/2) ○食堂は1グループの利用時間等を制限して営業
	市民活動支援センター	一部使用制限	○利用時間20時まで
公園等	学校施設開放	一部使用制限	○利用時間20時まで
	長池公園自然館	通常	○開館時間:9:00~17:00
	大塚公園管理棟内ホール	通常	○開館時間:10:00~16:00
	高尾駒木野庭園	通常	○開館時間:9:00~16:00
	公園駐車場	通常	
	清川・東浅川交通公園	通常	○貸出台数の制限あり ○清川交通遊園は工事のため休園中
	まちなか休憩所 八王子宿	一部使用制限	○開館時間:10:00~19:00 ○飲食不可
	七国公園ドッグラン	通常	○開園時間:9:00~17:00
	屋外公衆喫煙所	通常	
	キャンプ場	閉鎖	9/12まで閉鎖

令和3年(2021年)8月18日
医療保険部・健康部

新型コロナウイルス感染症の感染者状況とワクチン接種の状況について

1 感染者状況(8月17日現在)

(1) 月別感染者数

(単位 人)

区分	令和2年	令和3年								計
	3~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
市内	1,326	799	321	473	555	645	258	894	1,750	7,021

(2) 年代別感染者数

(単位 人)

区分	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	計
累計	225	796	1,940	901	1,053	956	458	362	267	95	4	7,021
前回(7.7)	122	397	1,015	534	684	644	375	323	252	88	3	4,437
増減	+103	+399	+925	+367	+369	+312	+83	+39	+15	+7	+1	+2,584

(3) 感染経路(渡航歴・接触歴)状況

(単位 人)

区分	あり	調査中・不詳	計
累計	3,659	3,362	7,021
前回(7.7)	2,473	1,964	4,437
増減	+1,186	+1,398	+2,584

(4) 感染者経過

(単位 人)

区分	入院※	宿泊療養※	自宅療養	退院及び療養終了	死亡	計
8.17時点	100	61	993	5,784	83	7,021
前回(7.7)	42	23	42	4,248	82	4,437
増減	+58	+38	+951	+1,536	+1	+2,584

※調整中を含む

2 ワクチン接種の状況

(1) 年齢別接種状況（8月16日現在）

年齢区分 (歳)	対象者数 (人)	接種者数(人)		接種率	
		1回目	2回目	1回目	2回目
60歳以上	190,897	162,482	153,405	85.1%	80.4%
50-59	83,032	37,818	14,106	45.5%	17.0%
40-49	79,592	28,977	7,289	36.4%	9.2%
30-39	57,647	13,270	2,719	23.0%	4.7%
20-29	65,890	10,797	2,317	16.4%	3.5%
16-19	21,693	3,006	420	13.9%	1.9%
12-15	19,680	167	5	0.8%	0.0%
計	518,431	256,517	180,261	49.5%	34.8%

※12歳の人数には、令和4年3月31日時点までの対象者数を含む。

令和3年(2021年)8月18日

医療保険部

八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の設置について

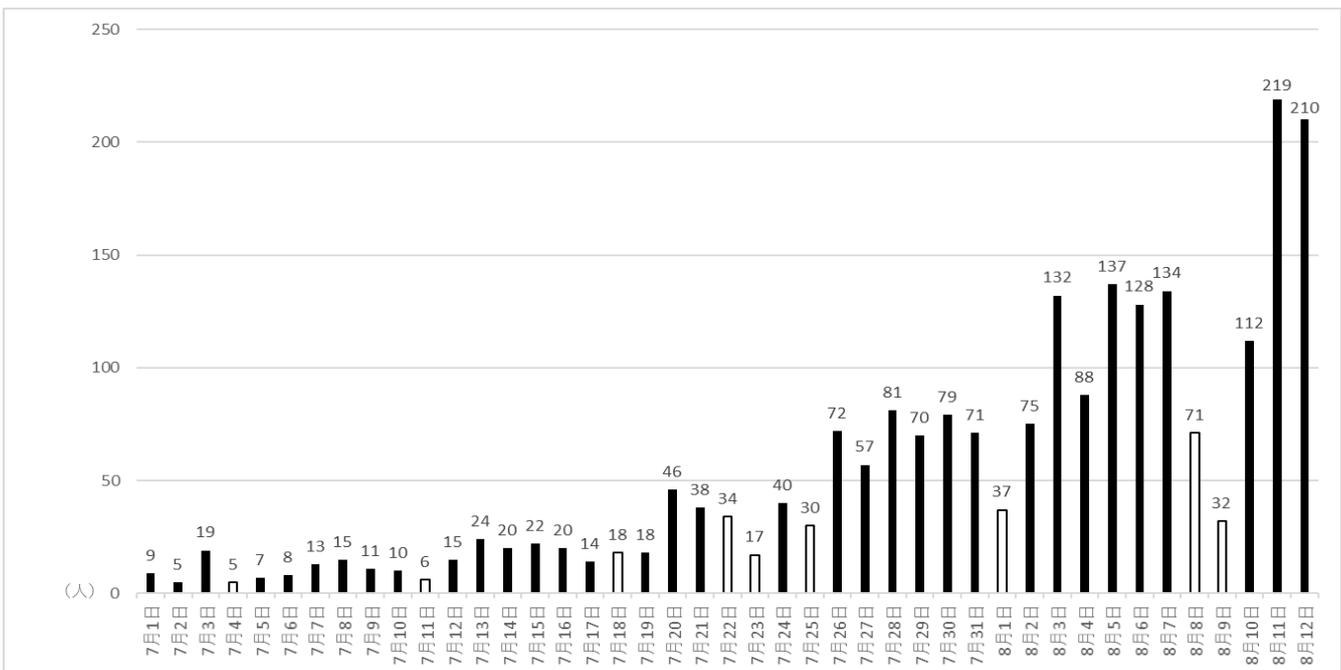
1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の急増に伴い、市内のコロナ患者受入れ病院は満床となり、入院要請があっても断らざるを得ない状態が続いている。その結果、自宅療養者は激増(8月15日現在924人(速報値))し、発生届受理後、本人への電話連絡が数日経過後になるなど、市民が不安な日々を送っている状況である。

このような災害級の非常事態にあたり、医療提供体制の機能を維持して市民の命を守るため、八王子市、八王子市医師会及び市内医療機関が一体となった地域医療体制支援拠点を緊急で設置する。

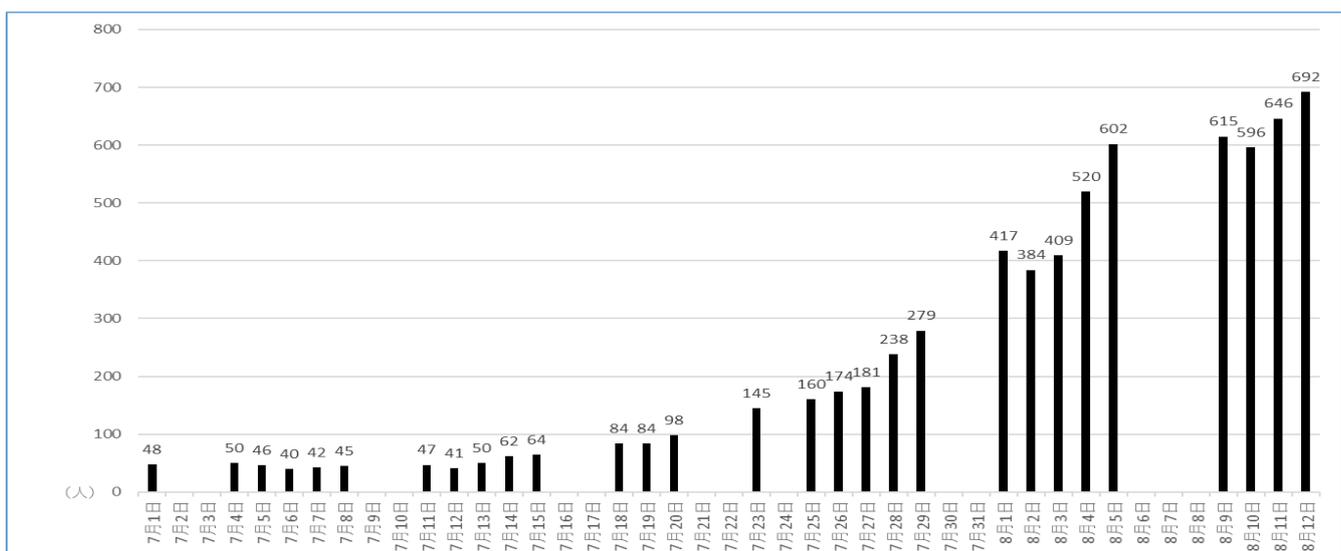
2. 八王子市の状況

(1) 新規陽性者数の推移(7月1日～8月12日)



※白抜きのグラフは、日曜・祝日の数値

(2) 自宅療養者数の推移(7月1日～8月12日)



3. 地域医療体制支援拠点の概要

(1) 機能

保健所や診療所からの情報に基づき入院となりうる感染者の情報とともに、病院に入院中の感染者のうち早期に転院・退院可能な患者の情報についても一元的に管理することにより、市内の感染者のうち優先順位の高い方の早期入院をサポートする。

※感染者の流れ…別紙（感染者の流れ）

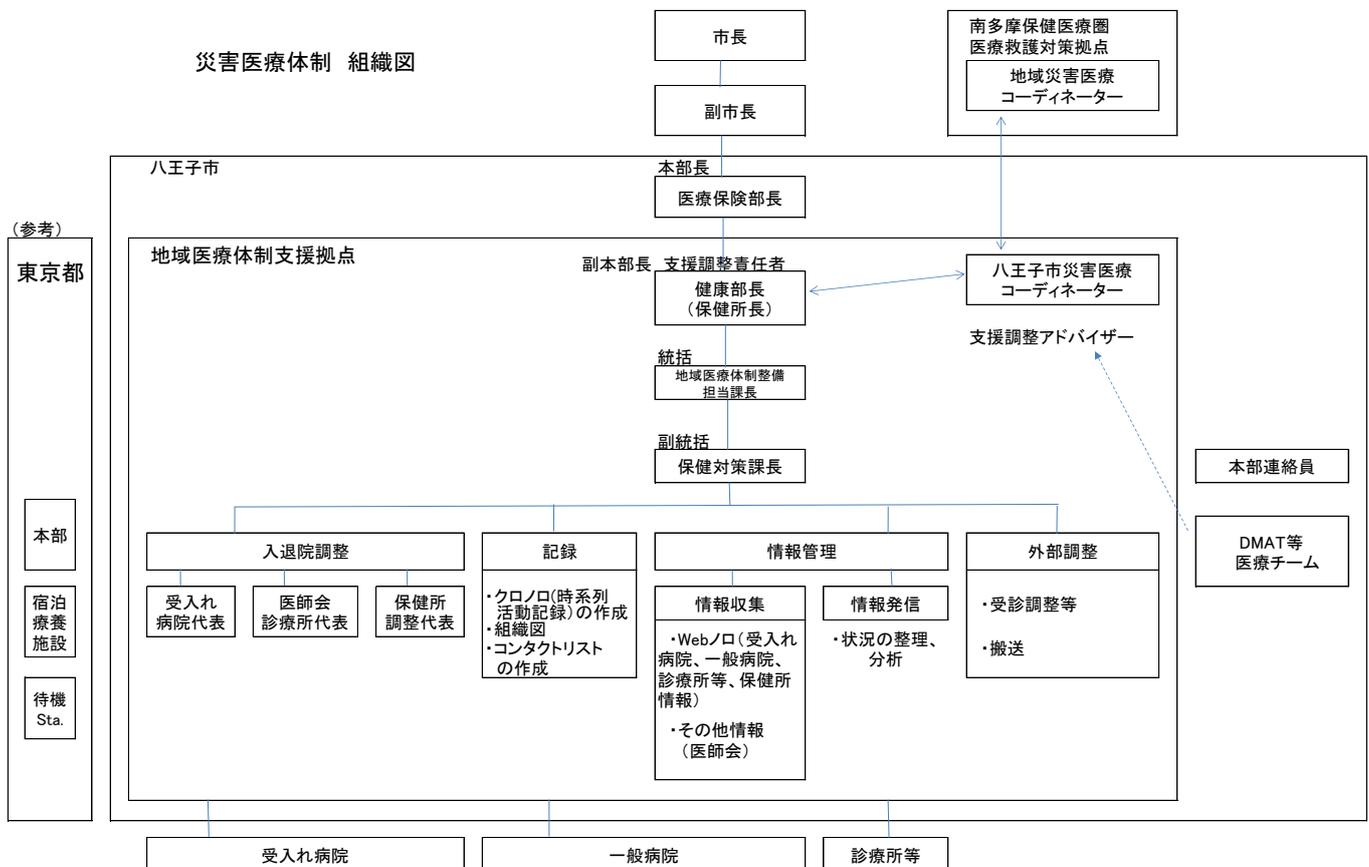
(2) 主な業務

- ① コロナ受入れ病院病床使用状況一覧作成
- ② 要入院調整リスト作成(保健所、診療所等、病院間)
- ③ 退院調整可能者リスト作成
- ④ 診療所等受診(入院適用判断)調整
- ⑤ 受診手段確保(民間救急車・陰圧車等)
- ⑥ 退院者フォローアップ診療所等連絡

(3) 体制

- ① 市職員 9名（保健所長・統括・副統括・保健師課長2名、主査1名、担当3名）
- ② 災害医療コーディネーター 2名
南多摩医療圏：徳岡医師（東海大学付属八王子病院）
八王子市：朽方医師（南多摩病院）
- ③ 支援調整アドバイザー 1名
斎藤救急コーディネーター（東京医科大学八王子医療センター）

(4) 災害医療体制における位置付け



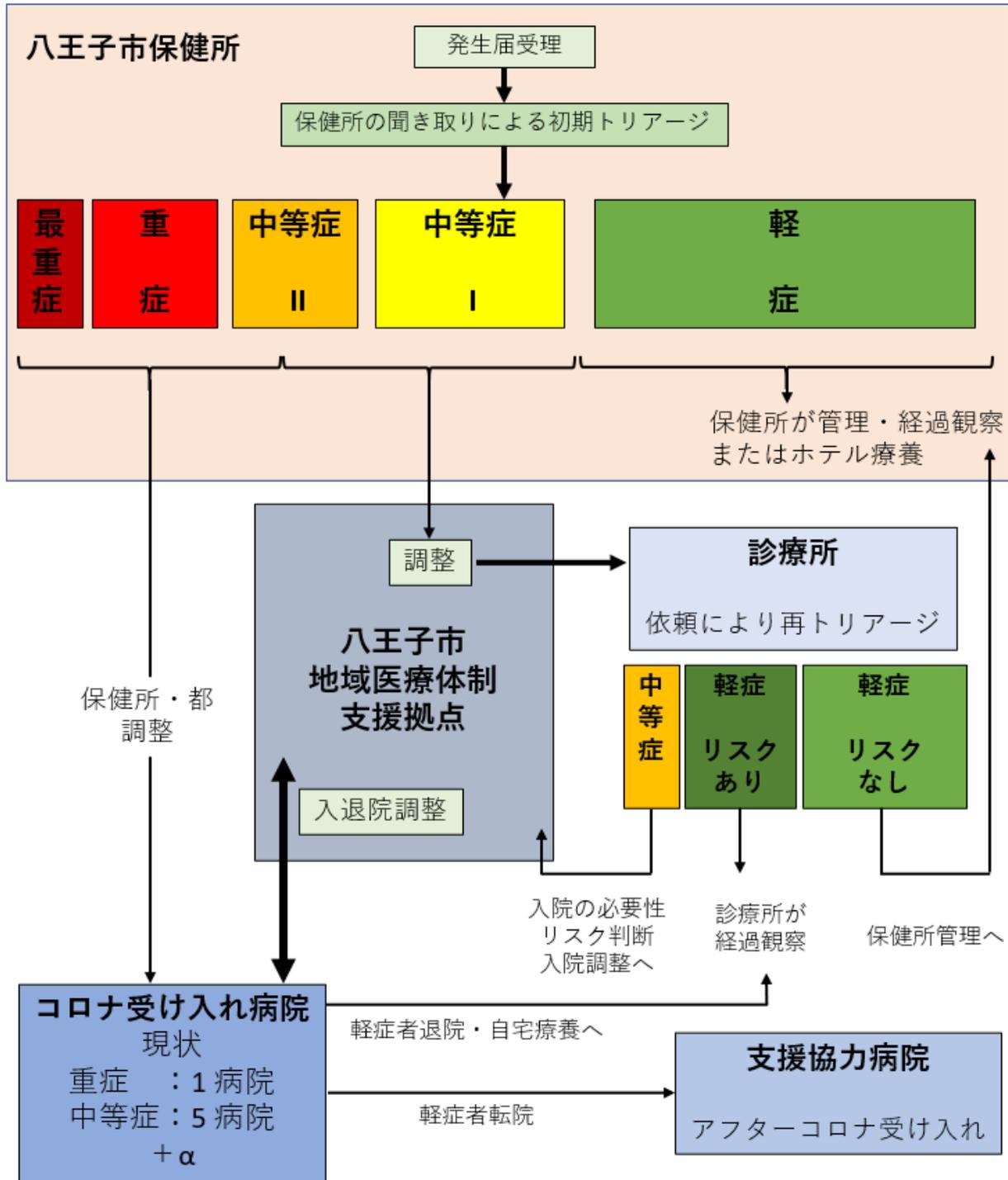
(5) 設置場所

八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部内

(6) 設置期間

令和3年(2021年)8月16日(月)から当面の間

新型コロナウイルス感染者の療養の全体像



+ 入院待機ステーション

- ※ 保健所による初期トリアージも
診療所における再トリアージも
経過観察中に重症度は常に変化しうる
- ※ 初期トリアージ後の方針は
今後の感染拡大状況に応じて変化しうる

令和3年(2021年)8月18日
生活安全部

新型コロナウイルス感染者（自宅療養者）の避難対応について

自宅療養中の新型コロナウイルス感染者（以下「自宅療養者」という。）の避難について、下記のと通りの対応とします。

記

1 経過

〔従来の対応〕

風水害時に立ち退き避難が必要な自宅療養者に保健所が個別に連絡し、指定医療機関、宿泊療養施設へ搬送。

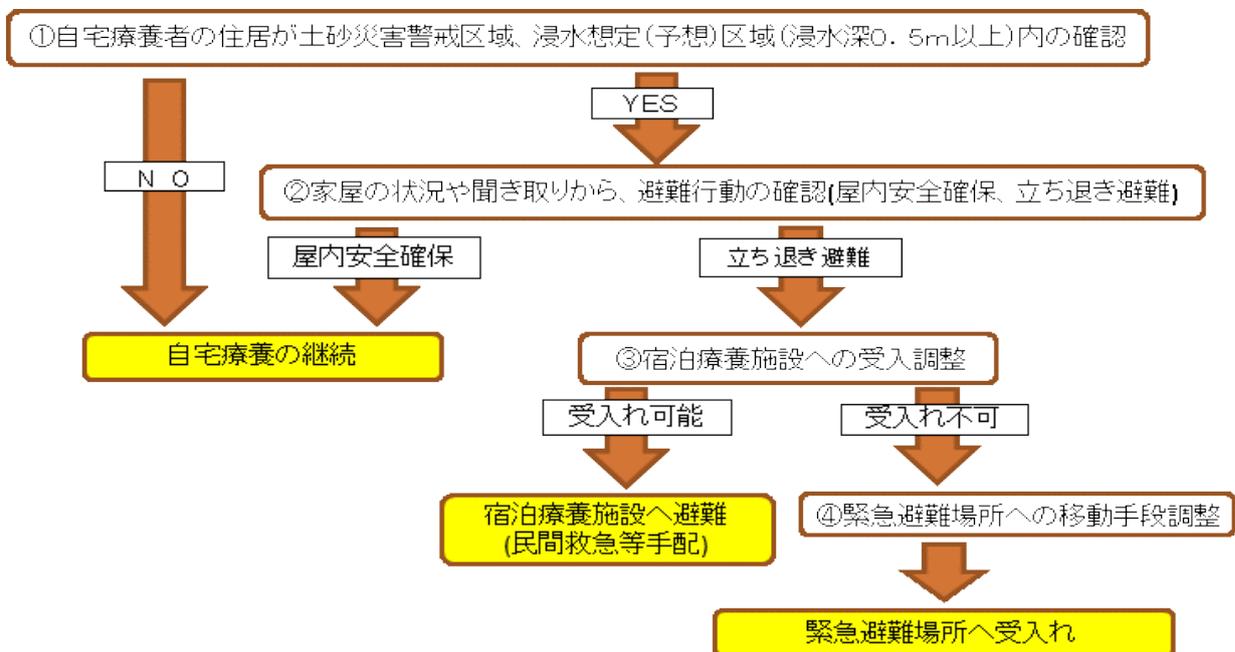
〔課題〕

自宅療養者の急増により、保健所による個別対応のみでは避難先の確保が困難。

2 対応

- (1) 浸水・土砂災害の危険がなく、避難所運営従事者と避難者のゾーン分けによる感染防止対策がとれる施設を暫定的に緊急避難場所として開設。
- (2) 上記緊急避難場所には保健師を常駐させる。

3 自宅療養者の避難受入れフロー



※ 立ち退き避難が必要な自宅療養者は、直接2-(1)の緊急避難場所に行くことなく、必ず保健所が個別に受入れ調整を行う。